平成２４年（フ）第６０８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２丁目７番12号　グリンハイツ201号
債務者　鈴木　　香
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２丁目７番12号　グリンハイツ201号
債務者　鈴木百合子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
さいたま市岩槻区上野１丁目18番地２
債務者　鹿目　功次
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
さいたま市大宮区北袋町１丁目289番地２303号
債務者　松本　　晃
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地46　松田マンション103号
債務者　岩本　幸恵
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
埼玉県和光市下新倉３丁目11番５号　カームベルデ103
債務者　勝倉　　進
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２８号
埼玉県戸田市上戸田３丁目21番16号　レオネクストメーシア公園台Ⅱ206号室
債務者　橋本　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番20―1206号　メゾンドール鴻巣
債務者　山本　龍治
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１６号
埼玉県川口市西川口４丁目14番11号　ウエストリバーハウス202号
債務者　矢作奈々子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―401号
債務者　長谷川淳子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
埼玉県草加市稲荷６丁目16番11―304号
債務者　中野眞理子（旧姓洞毛）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目16番６号　ファミール杉戸205、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野946番地48
債務者　宇田川忠夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
埼玉県所沢市中新井２丁目469番地の２
債務者　宮下　歩美（旧姓柿島）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５０号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目３番26号　アクティ上福岡１号棟404号室
債務者　和根崎　治
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５９号
埼玉県所沢市東所沢２丁目32番地の７
債務者　児玉裕一郎
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６０号
埼玉県所沢市東所沢２丁目32番地の７
債務者　児玉　義子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６８号
埼玉県狭山市大字水野470番地の８　ホワイトパレス２―103
債務者　齋藤　辰美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日までさいたま地方裁判所川越支部